

<国会議員関係政治団体・資金管理団体用>

(その1)

収 支 報 告 書

記入もれ注意

令和 3 年分

チェックもれ注意

(ふりがな)
1 政治団体の名称

たきいちろうこうえんかい
はつむら滝一郎後援会

2 主たる事務所の所在地

長崎県長崎市若葉町1-28クレベール若葉201

3 代表者の氏名

初村滝一郎

4 会計責任者の氏名

初村滝一郎

政治団体の区分

- 政党の支部
- その他の政治団体

チェックもれ注意

活動区域の区分

- 2以上の都道府県の区域等
- 同一の都道府県の区域内

事務担当者

氏名 江島靖子
 電話 090-8295-2927
 氏名 _____
 電話 _____

資金管理団体の指定の有無

- 有
- 無 (以下、この欄の記載不要です。)

公職の種類 衆議院議員(候補者等)
 資金管理団体の
 届出をした者の氏名 初村滝一郎

国会議員関係政治団体の区分

- 政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体
 - 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体
- 公職の候補者の氏名 初村滝一郎
 公職の種類 衆議院議員(候補者等)



資金管理団体の指定の期間

令和3年 7 月 27 日から
 令和3年 12 月 31 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和3年 7 月 27 日から
 令和3年 12 月 31 日まで

(その2)

収支の状況

必ず記入してください。
(0の場合は0と記入)

1 収支の総括表

収入総額	24,110,005	円
(前年からの繰越額)	0	
(本年の収入額)	24,110,005	
支出総額	22,032,858	
翌年への繰越額	2,077,147	

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金額	円
員数 (党費又は会費を納入した人の数)	

(2) 寄附

ア 寄附 (イを除く。) の区分	金額	備考
(ア) 個人からの寄附	1,100,000	円
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小計 (ア) + (イ) + (ウ)	1,100,000	記入もれ注意 (ア) + (イ) + (ウ)
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合計 (ア + イ)	1,100,000	

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住 所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあっては、 代表者の氏名)	備考
長峰俊次	円 100,000	R3.10.29	東京都新宿区四ツ谷本塩町2-2	医師	
金美齡	1,000,000	R3.11.29	東京都新宿区新宿1-3-12-801	評論家	
この頁の小計	1,100,000				
その他の寄附	0				
合 計	1,100,000				

(注1) 同一の者からの寄附で年間5万円を超えるものについては、寄附者(団体)ごとに記載すること。
(注2) 「その他の寄附」と「合計」の欄は、個人、法人その他の団体又は政治団体の「寄附者の区分」ごとに、最後の頁に記載すること。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		
項 目	金 額	備 考
1 経 常 経 費	円	
(1) 人 件 費	2,485,570	
(2) 光 熱 水 費	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	416,850	
(4) 事 務 所 費	908,102	
小 計	3,810,522	記入もれ注意
2 政 治 活 動 費		
(1) 組 織 活 動 費	222,336	
(2) 選 挙 関 係 費	0	
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費	0	記入もれ注意 ア+イ+ウ+エ
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	
ウ 政 治 資 金 パーティー開催事業費	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	
(6) そ の 他 の 経 費	18,000,000	
小 計	18,222,336	記入もれ注意
合 計	22,032,858	(注) 当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金 に 係る支出については、項目ごとにその額を備考欄に記載し、

(その14)

↓いずれか1つの項目に「レ」をつけてください。

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	<input type="checkbox"/> 光熱水費	<input checked="" type="checkbox"/> 備品・消耗品費	<input type="checkbox"/> 事務所費
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
神棚一式	11,452	R3.7.28	(株)ホームインプロブメントひろせ	大分県大分市古国府四丁目7番13号	
掛け時計代	11,311	R3.7.30	ダイレックス株式会社	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930	
印鑑代	11,088	R3.8.3	有限会社井上印房	長崎県長崎市興善町4番18号	
文具代	11,962	R3.8.9	パッケージプラザ長崎店	長崎県長崎市中町1番25号 MJM中町ビル1F	
印鑑代	20,570	R3.8.11	有限会社井上印房	長崎県長崎市興善町4番18号	
スチールラック代	14,658	R3.8.15	株式会社ニトリ	北海道札幌市北区新琴似七条1丁目2-39	
飲食代	10,866	R3.8.19	ドミノ・ピザ長崎大橋町店	長崎県長崎市大橋町8-1	
印章代	82,368	R3.9.28	有限会社井上印房	長崎県長崎市興善町4番18号	
除菌消臭液代	13,200	R3.9.28	株式会社新興	長崎県佐世保市浅子町111-1	
必勝手拭代	57,750	R3.9.30	有限会社三瀬商店	長崎県長崎市江戸町4-5	
タスキ代	33,000	R3.10.13	有限会社三瀬商店	長崎県長崎市江戸町4-5	
タイヤ交換代	15,180	R3.10.16	日本タイヤ販売株式会社	長崎県長崎市大黒町11番10号	
新聞代	13,386	R3.11.2	朝日新聞サービスアンカー長崎中央	長崎県長崎市魚の町2番16号	
この頁の小計	306,791				
その他の支出	110,059				
合計	416,850				

(注1) 国会議員関係政治団体は1件1万円超の支出、資金管理団体は1件5万円以上の支出について記載すること。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の「項目別区分」の項目ごとに、最後の頁に記載すること。

(その14)

↓いずれか1つの項目に「レ」をつけてください。

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	<input type="checkbox"/> 光熱水費	<input type="checkbox"/> 備品・消耗品費	<input checked="" type="checkbox"/> 事務所費
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
不動産仲介料	円 440,897	R3. 8. 23	正順不動産株式会社	福岡県福岡市博多区博多駅前四丁目24番23号	
駐車場代	30,800	R3. 8. 30	株式会社穴吹ハウジングサービス	香川県高松市紺屋町3-6 穴吹ハウジング 中央通りBLD	
駐車場代	30,800	R3. 8. 30	株式会社穴吹ハウジングサービス	香川県高松市紺屋町3-6 穴吹ハウジング 中央通りBLD	
ゴミ処分代	16,500	R3. 9. 13	株式会社長崎リサイクルサービス	長崎県長崎市西海町220-1	
清祓初穂料	40,000	R3. 9. 22	鎮西大社諏訪神社社務所	長崎県長崎市上西山町18-1	
電話代	23,331	R3. 10. 7	西日本電信電話株式会社	福岡市博多区博多駅中央街博多郵便局私書箱112号	
電話代	14,083	R3. 10. 7	西日本電信電話株式会社	福岡市博多区博多駅中央街博多郵便局私書箱112号	
電話代	13,270	R3. 10. 7	西日本電信電話株式会社	福岡市博多区博多駅中央街博多郵便局私書箱112号	
音響代	55,000	R3. 10. 13	長崎電化サービス社	長崎県長崎市中園町21-21	
電話代	23,486	R3. 10. 18	西日本電信電話株式会社	福岡市博多区博多駅中央街博多郵便局私書箱112号	
清祓初穂料	30,000	R3. 10. 19	鎮西大社諏訪神社社務所	長崎県長崎市上西山町18-1	
電話代	38,555	R3. 10. 22	西日本電信電話株式会社	福岡市博多区博多駅中央街博多郵便局私書箱112号	
電話代	23,452	R3. 10. 22	西日本電信電話株式会社	福岡市博多区博多駅中央街博多郵便局私書箱112号	
駐車場代	30,800	R3. 10. 22	株式会社穴吹ハウジングサービス	香川県高松市紺屋町3-6 穴吹ハウジング 中央通りBLD	
電話代	11,139	R3. 11. 13	西日本電信電話株式会社	福岡市博多区博多駅中央街博多郵便局私書箱112号	
この頁の小計	822,113		(注1) 国会議員関係政治団体は1件1万円超の支出、資金管理団体は1件5万円以上の支出について記載すること。		
その他の支出			(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の「項目別区分」の項目ごとに、最後の頁に記載すること。		
合計					

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費 (行事費)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
会場使用料	円 35,608	R3.10.8	有限会社ステージサービス	長崎県長崎市西山2丁目28-7 本田ハイツ	
会場使用料	33,217	R3.10.16	有限会社ステージサービス	長崎県長崎市西山2丁目28-7 本田ハイツ	
この頁の小計	68,825				
その他の支出	0				
合計	68,825				

(注1) 国会議員関係政治団体は1件1万円超の支出、資金管理団体は1件5万円以上の支出について記載すること。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の「項目別区分」の項目ごとに、最後の頁に記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費 (印刷費)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
印刷代	31,900	R3. 9. 28	有限会社東洋印刷所	長崎県長崎市白鳥町7番33号	
印刷代	31,900	R3. 10. 6	有限会社東洋印刷所	長崎県長崎市白鳥町7番33号	
印刷代	31,900	R3. 10. 6	有限会社東洋印刷所	長崎県長崎市白鳥町7番33号	
この頁の小計	95,700				
その他の支出	1,650				
合計	97,350				

(注1) 国会議員関係政治団体は1件1万円超の支出、資金管理団体は1件5万円以上の支出について記載すること。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の「項目別区分」の項目ごとに、最後の頁に記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費 (交通費)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	円				
この頁の小計	0				
その他の支出	11,611				
合計	11,611				

(注1) 国会議員関係政治団体は1件1万円超の支出、資金管理団体は1件5万円以上の支出について記載すること。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の「項目別区分」の項目ごとに、最後の頁に記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	その他の経費 (借入金返済)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
借入金返済	5,000,000	R3.10.6	初村滝一郎	長崎県長崎市出島町12番19-201号	
借入金返済	8,000,000	R3.10.18	初村滝一郎	長崎県長崎市出島町12番19-201号	
借入金返済	5,000,000	R3.11.30	初村滝一郎	長崎県長崎市出島町12番19-201号	
この頁の小計	18,000,000				
その他の支出	0				
合計	18,000,000				

(注1) 国会議員関係政治団体は1件1万円超の支出、資金管理団体は1件5万円以上の支出について記載すること。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の「項目別区分」の項目ごとに、最後の頁に記載すること。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

(注1) 項目ごとの資産の有無について、「□」内に「レ」を記入すること。

(注2) 有に記入した場合、項目別に様式（その18）に内訳を記載すること。

(その20)

宣誓書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- ~~2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）~~
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 4 年 3 月 31 日

政治団体の名称 はつむら滝一郎後援会

会計責任者の氏名 初村 滝一郎

（代表者の氏名）



（印）

（備考）

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名その他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

政治資金監査報告書

令和4年3月30日

はつむら滝一郎後援会
代表 初村 滝一郎 殿

登録政治資金監査人 手塚 隆太郎



登録番号 第 1374号
研修終了年月日 平成21年7月10日

1. 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、はつむら滝一郎後援会の令和3年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することである。
- (4) この政治資金監査は、はつむら滝一郎後援会の主たる事務所において行った。

2. 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3. 業務制限

はつむら滝一郎後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、はつむら滝一郎後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上